

市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析ー用語及びサービス要求事項

適用宣言書

(MR サービス A・B・C・D・P・Q認証対応)

株式会社サーベイリサーチセンター

1. 株式会社サーベイリサーチセンター について

株式会社サーベイリサーチセンター(以下、「当社」という)は、市場・世論・社会調査(以下、「市場調査」と略す)機関である。

官公庁・自治体等のパブリック・クライアントから民間企業まで、確かなクオリティのあらゆる最適手法によるリサーチを通じて、広く社会全般に貢献できるフィールド対応力と、世の中のあらゆる事象・テーマに、主体的・積極的な興味を持ち、「フィールドリサーチ」を提供している。

3分野事業(世論・計画／都市・交通／マーケティング・リサーチ)の複合と 全国 15 カ所のネットワーク体制により、立体的かつ多面的アプローチと課題解決に向けたソリューションの提供が総合調査機関 SRC の最大の強みであり、他社にない特長である。

2. 適用範囲

2.1 一般

本適用宣言書(以下、「宣言書」という)は、「JIS Y 20252:2019 市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析ー用語及びサービス要求事項」に準拠して策定したものであり、当社における市場調査サービスの中核をなす MR サービス及び MR データ収集サービスにおいて、それらに関連する調査プロセスマネジメントシステムに適用する。

2.2 適用

2.2.1 組織の適用範囲

適用組織：営業企画部門、調査・集計・分析部門、システム部門

対象事業所：本社(東京都荒川区)、日本橋事務所(東京都中央区)、北海道事務所(北海道札幌市)、北東北事務所(岩手県盛岡市)、東北事務所(宮城県仙台市)、北陸事務所(新潟県新潟市)、静岡事務所(静岡県静岡市)、名古屋事務所(愛知県名古屋市)、大阪事務所(大阪府大阪市)、岡山事務所(岡山県岡山市)、広島事務所(広島県広島市)、四国事務所(香川県高松市)、九州事務所(福岡県福岡市)、南九州事務所(熊本県熊本市)、沖縄事務所(沖縄県那覇市)

2.2.2 サービスの適用範囲

当社では、JIS Y 20252 の認証区分のうち、MR サービスに属する「A:調査員訪問型定量調査」「B:調査員介在型定量調査」「C:調査員非介在型定量調査」「D:定性調査」及び MR データ収集サービスに属する「P:定量調査データ収集」「Q:定性調査データ収集」の取得を選択している。

具体的には、当社が実施する市場調査サービスのうち、予めJIS Y 20252 規格の適用宣言を行った調査プロジェクト 業務に適用する。原則として、以下の業務全般を適用対象とする。

- <A>調査員訪問型調査定量調査:訪問面接調査、訪問留置調査、ミステリーショッパー
 調査員介在型定量調査:CLT、来場者調査、電話調査、観察調査
 <C>調査員非介在型定量調査:インターネット調査、郵送調査、装置設置型調査
 <D>定性調査:グループインタビュー、オンライン定性調査、デブスインタビュー
 <P>定量調査データ収集:上記<A><C>に伴うデータ収集
 <Q>定性調査データ収集:上記<D>に伴うデータ収集

当社が適用を宣誓する附属書の項目は、下表のとおりである。

附属書	宣誓項目	除外項目	説明・備考
附属書 A - アクセスパネルを含むサンプリング	A.1-A.4	A.5	郵送調査パネルは除外
附属書 B - フィールドワーク	全て	なし	
附属書 C - 物理的観察	全て	なし	
附属書 E - 自記入式	全て	なし	
附属書 F - データ管理と処理	全て	なし	

3. 二次契約サービス

当社が二次契約する可能性があるサービスは以下のとおり。

- ・郵送調査の実査部分
- ・インターネット調査の実査部分
- ・データ入力・集計業務
- ・分析・報告書作成業務

4. 適用宣言日

2022 年 2 月 1 日

【承認者】株式会社サーベイリサーチセンター代表取締役 石川 俊之

※改訂履歴

版番号	改訂年月日	発行・改訂の要旨
01	2022 年 2 月 1 日	初版発行
02	2023 年 6 月 6 日	北陸事務所の追加 2. 2. 2 サービスの適用範囲に<P>定量調査データ収集の追加